

10月23日(木)事務次官等会議
10月24日(金)閣議
10月29日(水)公布

平成15年10月
内閣府

「平成15年5月中旬から9月上旬までの間の低温及び日照不足による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定等に関する政令」について

激甚災害名

「平成15年5月中旬から9月上旬までの間の低温及び日照不足による災害」

5月中旬から9月上旬にかけて、全国的に低温や日照不足が続き、北海道及び東北地方において農作物に甚大な被害が生じた。

被害の発生状況

(単位：億円)

	農作物被害		果実用途変更	合計
		うち水陸稲		
被害見込額	3,115	2,363	33	3,148

適用すべき措置の概要

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
(法第8条)

被害農業者に対する経営資金の融資について、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づく貸付限度額の上乗せ及び償還期限の延長を行う。

例	貸付限度額の上乗せ	200万円	250万円
	償還期限の延長	3年	4年

指定都道府県

の措置は、特に農業被害の大きな以下の都道府県に適用される。
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

連絡先
内閣府政策統括官(防災担当)付
石井、磯貝、高部
03-5253-2111(代)(51205・51210)
03-3501-5408

政令第四百六十七号

平成十五年五月中旬から九月上旬までの間の低温及び日照不足による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定等に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項並びに第八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
平成十五年五月中旬から九月上旬までの間の低温及び日照不足による災害	法第八条第一項に規定する措置

（法第八条第一項の政令で定める都道府県）

第二条 前条の激甚災害についての法第八条第一項の政令で定める都道府県は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。